

松 山 大 学 論 集
第 21 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 0 年 3 月 発 行

オーストロ・マルクス主義の危機
—— 7.15 事件と SPÖ の党内論争 ——

上 条 勇

オーストロ・マルクス主義の危機

—— 7.15 事件と SPÖ の党内論争 ——

上 条 勇

- I 問題提起
- II 7.15 事件
 - (1) シャッテンドルフ
 - (2) 国民議会選挙での SPÖ の勝利と 7.15 事件
- III SPÖ 党大会における路線論争
 - (1) バウアー報告
 - (2) レンナー報告
 - (3) 党大会での討論
- IV 結びに代えて

I 問題提起

オーストロ・マルクス主義は、通例、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてウィーンで活躍した若きマルクス主義青年グループの思想として知られている。カール・レンナー、マックス・アドラー、ルドルフ・ヒルファディング、オットー・バウアーらがその代表的人物たちである。彼らは、教条主義にとらわれず、柔軟な発想をもって、マルクスのやり残した問題、修正主義、民族問題など当時の懸案問題に取り組んでいったのであった。

他方、オーストロ・マルクス主義には、別の意味があることも看過できない。それは、いわゆる両大戦間期において、オットー・バウアーを事実上の最高指導者としたオーストリア社会民主党（以下、SPÖ）の思想と路線を表す言葉でもあった。その特徴は、次の点にある。

第一に、ロシア革命後、労働運動が共産主義と社会民主主義に分裂する中で、日常的・改良的实践と革命主義の統一をスローガンにして、オーストリア労働運動において右派と左派の統一の維持に成功し、また分裂した国際労働運動の再統一を追求した¹⁾。

第二に、レーテ（ソビエト）独裁の樹立を追求する共産主義の道を後進国型だと決めつけ、西欧の先進国における社会変革の道を追求した。そして、議会制民主主義的社会変革路線を提唱し、権力への道を具体化し、過渡期綱領を提起した。

このオーストロ・マルクス主義の路線は、戦争末期に生じたオーストリア革命期からの経験を集約する形で、1926年のSPÖリンツ綱領において体系的に示された。このリンツ綱領は、オーストロ・マルクス主義の政治思想を明らかにする上で注目される。

それは、国政選挙の勝利と議会での多数議席の獲得を通して政治権力を握り、これに基づき、社会主義的変革をめざすものであった。いわば多数者革命の道を追求するものであった。そして多数者の支持を獲得するために、当時としては考えるありとあらゆることを提起した。たとえば、労働者（肉体的・精神的労働者）のヘゲモニーのもとに、農民、知識人、小市民などの中間諸層の支持獲得をめざした。そのために小農保護政策を中心とする農業綱領を作成した。また、カトリック教会の影響力の強さを考慮して、教会権力には反対するが、個人の信仰の自由を認める宗教政策を打ち出した。結局、日常的な改良闘争を重視する漸次的な社会変革を提唱した。さらに、「敵の出方」論をなしているが、議会制民主主義の防衛の手段として「独裁」にも言及した。これは、当時のオーストリアにおけるイタリア・ファシズムの影響、ブルジョア政党内でのカトリック教権主義者と君主主義者の影響力を考慮したものである。この事情を考慮して、リンツ綱領では、ブルジョアジーが民主主義による労働者の勝利を妨害したり、あるいは労働者政権に叛乱したりして、議会制民主主義の破壊を企てた時には、あえて暴力の使用（独裁）も辞さずと主張された。その

ために、護国団 (Heimwehr) など右翼ファシスト団体に対抗して作られた SPÖ の政党軍隊である共和国防衛同盟の強化、さらには警察、国境警備隊、軍隊における SPÖ の影響力の保持が重視された。

オーストロ・マルクス主義は、リンツ綱領の採択直後の、1927年4月における国民議会選挙の勝利 (約42%の得票率を達成) によって、その力の頂点に達した。しかし、7.15事件を転機にして、その後退の歴史が始まる。そして、ついには、1934年2月、オーストロ・ファシズムに対する決定的な敗北をこうむるのである。この結果、第二次大戦後の評価において、その責任が追及されたり、思想的破産が指摘されたりした。

我が国でも、オットー・バウアーとオーストロ・マルクス主義の左翼主義的な立場が批判の対象となっている。たとえば、バウアーに対して、「マルクス主義のはげしい用語を使い」「寛容・実用主義・妥協的精神」を欠いていた人物である (矢田俊隆)²⁾ とか、よく調べてみると彼が議会主義的政治家であり妥協的姿勢も示していたので「理論上バウアーは、議会政治と実行使のあいだを揺れ動」いた一貫性のない、ぐらついた教条主義者である (紺井保)³⁾ という決めつけが見られた。最近では太田仁樹がバウアーら SPÖ 左派が、「拙劣な戦術を繰り返し、自らの地歩を掘り崩していった」という評価をくだしている⁴⁾ はたしてそう言えるのだろうか。私は、仮説的に次のような見解をいただいている。

バウアーら SPÖ 指導部は、第一次大戦末期に生じたオーストリア革命から資本主義の再建にいたる1920年代、ドイツなど他国で労働者政党が社会民主党と共産党に分裂する中、SPÖのもとにオーストリアにおける労働運動の統一に成功した。この統一の路線と思想がオーストロ・マルクス主義で、それは、現実主義 (日常的改良闘争) と革命主義 (政治権力の獲得と社会主義の実現をめぐる闘争) の統一という考えを柱にしていた。つまり、現実主義の点で党内右派の支持を得、革命主義の点で党内左派の支持を得た。バウアーらは、結局、党内左派と党内右派を粘着させる中間的立場 (マルクス主義中央派) に

立っていた。国際労働運動においてロシア革命と共産主義の影響が強く、SPÖ内でも左傾化の傾向が見られた両大戦間期において、バウアーとオーストロ・マルクス主義が存在しなかったら、SPÖの分裂は避けがたかったのではなからうか？ バウアーらは、現実主義と革命主義の統一のスローガンのもとに、具体的には、「赤いウィーン」での革新自治体政策など日常的改良闘争の積み重ねを通してやがては政治権力を握り、平和的・漸次的に社会主義の実現をめざす議会制民主主義的社会変革路線を追求した。これは、かなり成功した。SPÖは国民の10人に1人の党員を集め、国民議会選挙で約42%の得票率を誇るにいたった。こうした強大化した社会主義政党は、資本主義の支配諸階級とブルジョア政党にとって脅威となった。彼らは、「ブルジョア・ブロック」に結集した。こうしてオーストリア第一共和国では、プロレタリア陣営とブルジョア陣営の政治的両極端化が生じた。この両極端化は、ブルジョア政党と支配諸階級の間で君主主義者、教権主義者の影響力が強く、オーストリア革命期に労働者大衆とSPÖの圧力によって形成された民主共和国の地盤が甚だ弱いという不幸な事情下で生じた。政府とブルジョアジーは、議会外的手段として、護国団などの右翼ファシスト団体を養成し、SPÖはこれに対抗して自らの政党軍隊である共和国防衛同盟を形成した。第一共和国における政治的緊張は、当時の歴史的状況下で、資本主義の安定的支配のためには、社会主義実現の目標をもったSPÖがあまりに強大すぎたという事実のせいである。しかし、この目標をおろせば、SPÖは分裂の危険にさらされ、また労働者大衆の支持を失う。こうして1927年7月15日、両陣営の政治的緊張がピークまで高まり、不幸な7.15事件が生じた。この事件は、後述のように、不当な裁判判決にSPÖ指導部が適時に抗議行動を組織しなかったという誤りにもその原因があったが（バウアーも認めるところである）、当時の政治的緊張が招いた結果であった。7.15事件を避けえたとしても、類似した事件はいつ起きてもおかしくなかった。だから、政治的緊張を招いた原因がそれだけに問われる。バウアーとオーストロ・マルクス主義の「過激で扇動的な用語法」のせいか？ バウアーが、

国民議会選挙であと 30 万票を獲得すれば、労働者が政治権力を掌握できると述べたことが、過激で扇動的であったというのであろうか？ 日々の改良闘争が階級闘争を意味すると述べたことが左翼空文句であったというのだろうか？ 暴力革命による一撃での社会主義の実現はありえなく、社会主義的変革が何世代にもわたる漸次的過程であると述べたことが、教条主義的な態度をなすというのだろうか？ 史実は、むしろ、オーストリア革命以来、バウアーら穏健左翼が、力の幻想をもたないように大衆を説得し、現実実現可能な範囲に過激化した大衆を導いていった事実を示している。用語法の点でも、むしろ、オーストロ・マルクス主義は、戦前の SPÖ より穏健性を示していた。オーストロ・マルクス主義の成功と民主主義のもとで諸改良闘争を導くその現実的な力こそ、当時の歴史的状況下で、政敵を議会外的手段の使用に走らせ、逆説的だが、長期的にはバウアーらの敗北を用意したものであった。オーストリア労働運動は、当時の歴史的状況下で、統一を保った前進が政治的緊張を生み（バウアーの路線）、和解と穏健の右寄りの道を公然と歩めば左右の分裂の危機に瀕する（カール・レンナーの路線）というジレンマを抱えていた。

以上が私の立てた仮説である。これについて史実にそくして検証することが私の当面の研究課題である。本稿では、「オーストロ・マルクス主義の危機」と題して、オーストロ・マルクス主義の歴史的転機をなした 1927 年の 7.15 事件とその直後の時期を取り上げたい⁵⁾

- 1) 国際労働運動の再建、再統一問題については、1923 年までの時期に限定されているとはいえ、西川正雄『社会主義インターナショナルの群像——1914-1923——』岩波書店、2007 年がすぐれた研究をなしている。
- 2) 矢田俊隆・田口晃『オーストリア・スイス現代史』世界現代史 5、山川出版社、1984 年、83 頁。
- 3) 細井保『オーストリア政治危機の構造——第一共和国国民議会の経験と理論——』法政大学出版局、2001 年、57 頁。
- 4) カール・レンナー『諸民族の自決権——特にオーストリアへの適用——』太田仁樹訳、御茶の水書房、2007 年、「訳者解説」342 頁。

5) 本稿は、2009年度科学研究費補助金基盤研究(C)(研究課題「オーストリア第一共和国史とオーストロ・マルクス主義に関する研究」)の助成によるものであり、拙稿「オットー・パウアーとSPÖリンツ綱領——オーストロ・マルクス主義の再評価に向けて——」(黒滝正昭他編著『ポスト・マルクス研究の諸相』ぱる出版、2009年、第2章)の続編である。また、2009年3月に岡山大学で開催されたポスト・マルクス研究会における本稿と同じタイトルでの私の報告の後半部分をベースにし、これを拡充したものである。

II 7.15 事件

(1) シャッテンドルフ

1920年代、とくに隣のイタリアでムッソリーニがローマ進軍を企てて以来、オーストリアでも護国団を初めとする右翼ファシスト団体の活動が活発化してきた。これらの団体の活動は、大企業、大銀行から資金援助を受け、政府によって黙認された。活動の最大の目標は、農業地方からSPÖと労働者の拠点をなす工業地域、都市に進軍することであった。彼らは、しばしば労働者の集会に殴りこみをかけた。こうした右翼ファシスト団体に対抗してSPÖは、政党軍隊である共和国防衛同盟を形成した(1923年4月)。共和国防衛同盟の主な活動は、労働者の街頭デモ行進および集会の整理と防衛であった。

1924年11月、SPÖに対決的で強硬な姿勢を示してきたザイベル政府が辞任し、同じキリスト教社会党のルドルフ・ラメクを首班とする新内閣が形成された。ラメク首相は、SPÖに対して政治的緊張緩和をめざして妥協的な姿勢を示した。こうしたこともあって、1925年5月にSPÖのメートリング地方組織の委員長であるL. ミュラーが右翼に殺害された事件があったものの、また街頭での制服を着た行進と小競り合いがあったものの、オーストリアの政治はわずかな間ではあるが比較的平穏に過ぎた。SPÖは、「赤いウィーン」の革新自治体政策に邁進することができたし、また、ウィーン農業綱領(1925年11月)を採択し、国民議会選挙における農民票の獲得をめざした。1926年1月には党代表者会議を開催し、失業者対策などの改良的諸要求(14項目の質問)を政府に突きつけることにした⁶⁾

政治の空気の変化は、1926年中ごろからの、政府の大臣を巻き込んだ銀行スキャンダルによって生じた。議会の調査委員会でSPÖのロバート・ダンネベルクが活躍し、またSPÖ系の新聞は、スキャンダルに対してキャンペーンを行った。これはブルジョア諸階級の怒りをかった。結局、学校改革をめぐる与野党の対立のあげく、1926年10月ラメク政府が辞任し、再びザイベルが政府の首班となるにいたった⁷⁾ こうしたためまぐるしい政局の変化を背景に、同年10月30日から11月3日にかけて、SPÖはリンツ党大会を開催し、そしてリンツ綱領を採択した。この綱領は、労働者の政権獲得への道を具体的に示し、また政権獲得の確信を強めるものであった。ザイベルのキリスト教社会党は、その党機関紙『ライヒスポスト』で、リンツ綱領における「独裁」規定を取り上げ、SPÖが結局は暴力革命をめざしており、ポリシェヴィキ（共産主義者）と何ら変わらないと宣伝した⁸⁾。そして年が明けて1927年1月30日シャッテンドルフ事件が生じた。

シャッテンドルフは、ハンガリーと国境を接した人口2,500人の、ブルゲンランド州の小さな町である。領土問題をめぐってハンガリーとの紛争をかかえたブルゲンランド州では、この状況に対処するためにSPÖとキリスト教社会党が政治協定を結び、州連合政府を形成していた。両党とも国民議会における党派性を持ち込むことを自粛していた。ブルゲンランド州は、1926年までは、実質的な点で共和国防衛同盟の運動がひとつもないオーストリアの唯一の州であった。しかし、1926年11月に、当時台頭してきた右翼団体の一つであるフロントケンプファー団（Frontkämpfern）が、シャッテンドルフを含む支部を形成し始めた時、転機が訪れた。社会民主主義者は、これを扇動行為と見なし、共和国防衛同盟のユニットをただちに組織した。彼らは、フロントケンプファーが全国的指導者を呼び、周辺地域から支持者を集めて大集会を開催するという意図を耳にした時、共和国防衛同盟の対抗デモを行うことを決心した。ただちに近隣の村々に呼びかけが出され、1月30日に少なくとも200名の共和国防衛団員が町に集結した。

この日、フロントケンプファーはチャールマン (Tscharmann) 旅館で、共和国防衛団員は同じ通りにあるモーザー (Moser) 旅館で会合した。午前11時頃に共和国防衛団員のグループがチャールマン旅館に乗り込み、挑発した。少し後に、200名の共和国防衛団員が鉄道駅に向かって行進した。彼らは、フロントケンプファー団の指導者たちが乗った汽車を待ち受け、彼らと話し合い、引き返らせた。戦いが避けられたように見え、共和国同盟団員たちは勝利感を抱きつつ、意気揚々とモーザー旅館に隊列を組んで戻っていった。しかし、彼らがチャールマン旅館の前を通った時、窓から射撃がなされた。7人が負傷し、落伍がちであった最後尾の2人が殺された。一人は戦傷の労働者で、一人は8歳の少年であった。

翌31日にはブルゲンランド中の工場、ウィーン・ノイシュタットの労働者が、自発的に彼らの道具を置いた。2月1日は通常どおり仕事が続けられた。2人の送葬の日である翌2日、SPÖ執行部と組合委員会は、彼らの死を悼み、またフロントケンプファー団の解散を要求して、15分間のゼネストを指令した。ストライキは11時に布告され、サイレンの音で告げられた。鉄道員たちは、グラーツ中央駅で11時に警笛をならし、汽車をストップした。シャッテンドルフでの殺害事件に関する抗議行動は、平和裏になされた。この事件が後にSPÖにとって運命の日となった7月15日の事件に結びついていくとは当時ほとんど誰も夢想だにしなかった⁹⁾

(2) 国民議会選挙でのSPÖの勝利と7.15事件

国民議会選挙の勝利

ザイベル政府は、野党SPÖの力を削ぎ、自らの権力基盤を強化するために、1927年3月4日に国民議会を解散し、選挙の早期実施をはかった。1927年4月に実施された国民議会選挙は、オーストリアを政治的に二分する二大陣営の決戦という様相を示した。ザイベルは、ブルジョア諸勢力を結集する「統一候補リスト」を作成した。そして、SPÖの武器弾薬貯蔵庫を摘発して挑発した。

SPÖはこの挑発にのらず、借家人保護防衛の方針を前面に立てて選挙戦を展開した。結果は、SPÖの勝利であった。SPÖは、得票率で前回の39.60%から42.28%へと前進し、議席数も68議席から71議席へと増やした。それに対して「統一候補リスト」に名を連ねたキリスト教社会党と大ドイツ人党は、両党合計の得票率を前回の51.88%から48.24%へと減らし、議席数でも92議席から85議席へと過半数ぎりぎりのところまで後退した。ザイペルは、「統一候補リスト」外にあった農民同盟を引き入れることなくして政権を維持できず、また国民議会でのSPÖの抵抗力の強化を意識せざるをえなかった。彼は、その後議会を軽視し、議会外的な解決手段を求めることになる。他方SPÖは、政権を獲得するところまで勝利しなかった。その支持者、労働者達は、選挙後の政治の変化に過大な期待を抱いた。しかし何も起きない。パウアーは、労働者、青年達に力を過大視しないように抑制する側にまわった。ちょうどそんな折に運命の7.15事件が生じた。

7.15 事件

7月14日夕方ウィーンでの陪審裁判は、シャッテンドルフで殺人を行ったフロントケンプファーに無罪の判決を下した。国民議会選挙勝利後の余韻もあって、多くの労働者大衆は怒りに燃えた。

パウアーらSPÖ執行部は状況判断を誤った。陪審裁判制度による裁判の民主化は、党の方針であったし、陪審裁判を攻撃するような抗議行動を行うにはためらいがあるという事情もあった。SPÖは、抗議デモを組織しなかった。

7月15日の朝、労働者は続々とリンク（ウィーン中心街を囲む環状道路）に集まり、リンクを埋め尽くした。自然発生的なデモが始まった。警察当局は前もってSPÖからデモを行わないと通告を受けており、警官は手薄であった。警官隊はじりじりと押され、危険を感じる。突然騎馬警官隊がサーベルを振りかざして、群衆に襲いかかった。群衆は暴徒と化す。銃声が轟く。怒った群衆が裁判所に押し入り、窓から書類を投げ出し、ついには建物に放火する。消防車の先頭に立ってウィーン市長のカール・ザイツが群衆を説得し、消防隊がよ

うやく消火活動に取り組むことができるようになった。ちょうどその折、警察学校の部隊が接近し、射撃を行った。警察長官ショーバーは、600名を小銃とカービン銃で武装させ、一斉射撃を命じたのであった。80人を超える死者と1,000人を超える負傷者が出た。武器の使用を求める共和国防衛同盟団員に内戦を恐れるバウアーら SPÖ の指導者たちはなすすべもなく立ちつくした。エルンスト・フィッシャーは、街頭にケルナー将軍（退役軍人で共和国防衛同盟指導者）と一緒に呆然と立つバウアーについて、後にこう回想している。

「オットー・バウアーと話してみるべきだろうか？ 彼のほうへ2, 3歩近づく。彼の顔はげっそりと落ちくぼみ、見るからに絶望的な表情をしている。そのためにわたしは、彼に話しかける勇気がない。」¹⁰⁾

ゼネストの失敗

結局 SPÖ は翌16日にウィーンにおける24時間ゼネスト、そして全オーストリアにおける交通、郵便、電信電話労働者のストライキを呼びかけ、政府に抗議した。同日に党幹部、労働組合指導者、議員団指導者の合同会議が開かれた。政治情勢に関する報告でバウアーは、ザイペルの退陣と、できるだけ政治的に中立な官僚からなる和解の政府の形成という要求を掲げた。彼によれば、政党間の対立が共和国と経済を脅かすほど先鋭化した。政党間対立と階級対立を耐えうる程度に減じなければならない。バウアーは、その他に7.15事件に関する議会調査委員会の設置、殺人者と放火犯を除く恩赦を提案した。党首ザイツはバウアー提案がザイペルに受け入れられるとは期待できないと述べた。が、バウアーの諸提案は採用された。19日に交渉に立った SPÖ 指導部らに、ザイペルは退陣要求も新政府の形成要求もかたくなにはねつけた。また、地方でストライキに対して、護国団が妨害に出た。

こうした護国団の脅威、ザイペル政府の強硬姿勢の前に、SPÖは何の成果もなくその交通ストライキを中止せざるをえなかった。バウアーは、交通ストライキの中断が敗北を意味することを認めた。F. アドラーもストライキが内戦に導くと説明して、ストライキの停止を力説した¹¹⁾

結局、選挙で追い込まれ、瀬戸際政策として力を誇示することで活路を見出そうというザイベルの非妥協的な戦術が勝利し、暴力の使用と内戦を恐れたパウアーが敗北した。SPÖの威信が損なわれ、大衆の間で失望が生じた。

国民議会でのザイベルとパウアーの対決

リンツ綱領における独裁規定は、ブルジョア陣営に攻撃材料を与えることになった。前述のように、キリスト教社会党の機関紙『ライヒスポスト』は、1926年8月9日付の第一面を費やし、リンツ綱領草案を論評し、SPÖがポリシェヴィキと区別されることなく、暴力独裁をめざすと批判した。しかし、こうした論評とは裏腹に、ザイベルは実際にはSPÖが内戦と独裁に踏み切らないだろうと綱領を読み取った。こうして、彼は7.15事件に際してSPÖに挑戦し妥協を拒む、瀬戸際政策をとったのである。そして彼は勝利した。

7月26日の国民議会でザイベルは、SPÖに「寛大と思えるような措置を、決して要求しないでいただきたい」と述べ、「毅然たる態度でのぞむつもりである」と表明した。彼は、国家の威信を誇示することに終始した。

ザイベルに答えて演説に立ったパウアーは、まず組織的デモを呼びかけなかった自らの誤りと状況誤認を認めることから始めた。そしてオーストリア労働者の名誉を、こう救おうとする。

オーストリア労働者は、超人的な忍耐をもって経済的困窮と失業に耐えてきた。どんな経済的困窮と失業状態も、彼らを暴力行使に踏み切らせることはなかった。ただ、彼らは、正義感の破壊には怒りを爆発させたのである。この人間的苦しみを和らげることなく、また一定の安心感を与えることなく、反対に「権威」とか「毅然たる態度」を語ることによって、首相は小物であったことを示した。こんな小物に統治される国は哀れで情けない。

パウアーは、結局、事件の客観的調査と恩赦を訴えた。キリスト教社会党の方でもギュルトラーとドレクセルが和解的な演説を行った。しかし、ザイベルは非和解的・拒絶的態度を示した¹²⁾

- 6) Jacques Hannak, *Im Sturm eines Jahrhunderts, Volkstümliche Geschichte der Sozialistischen Partei Österreichs*, Wien, 1952, S. 320-326.
- 7) Ebenda, S. 328-331.
- 8) 拙稿「オットー・バウアーと SPÖ リンツ綱領」(前掲)のVを参照。
- 9) 以上, Jill Lewis, *Fascism and the Working Class in Austria, 1918-1934*, New York/ Oxford, 1991, pp. 122-125 による。なお, 須藤博忠『オーストリアの歴史と社会民主主義』信山社, 1995年, 437-440頁をも参考にした。
- 10) エルンスト・フィッシャー『回顧と反省』池田浩士訳, 人文書院, 1972年, 204頁
- 11) Anson Rabinbach, *Von Roten Wien zum Bürgerkrieg*, Wien, 1989, S. 55-57.
- 12) フィッシャー, 前掲書, 210-211頁, 須藤博忠, 前掲書, 446頁

Ⅲ SPÖ 党大会における路線論争

バウアー路線に対する高まる右派からの批判

前述のように, 交通ストライキの中断とともに, バウアーは敗北を認めた。彼は, 二大陣営の対立の極端化が共和国の存立を脅かしかねないレベルに達していることを認めた。7.15事件は, 二大陣営の対立の極端化の行き着くところと SPÖ の直面している現実を赤裸々に示した。バウアーは, あともう少しで国民議会選挙を通して政治権力を掌握できるという楽観的見通しを述べていたし, また選挙の勝利は大衆に過大な期待をもたらした。しかし, ザイペル政府が, 農民同盟を政府に引き入れることによってその政権の基盤を固めた時, 大衆は選挙の勝利によって事態が何も変わっていないのを見た。そればかりか, 陪審裁判によって不当な判決を示されたのである。こうした現実と大衆の過大な期待のギャップが7.15事件を引き起こしたといっても過言ではない。7.15事件は, 政府というものが, 警察権力といった暴力的手段を握っているという事実を今さらながら示したのである。

このような事実直面して, バウアーらの野党政策への批判を生むのは避けがたかった。党内右派からは, 政府に参加していればこんなことにはならなかったという思いが語られたし, 連合政権政策への路線転換への希望が語られた。大衆の自己過信と過大な期待を生みだした責任, 野党路線への疑念が語ら

れた。テルビッチがこの批判の最右翼をなした。また、レンナーは、ブルジョア社会との妥協と和解の道を求め、連合政府政策を掲げて、すでにザイベルらキリスト教社会党指導者と会見していた。このレンナーのまわりに、キリスト教社会党と州連合政府を形成していたニーダーエーステルライヒ州の SPÖ 指導者たちが集まった。

こうした党内右派からの批判の高まりのなかで、1927年10月29日から11月1日までの3日間、ウィーンで SPÖ 党大会が開催された*。党大会史上初めてのことだが、「政治情勢」に関する大会の議事において、バウアーとレンナーのふたりの報告者が登場したのである。

* *Parteitag 1927, Protokoll des sozialdemokratischen Parteitags, abgehalten vom 29. Oktober bis 1. November im Ottakringer Arbeiterheim in Wien, Wien, 1927.* 以下、本書からの引用、出所については、本文中に頁数のみ示す。

(1) バウアー報告

7月15日の原因とバウアーの自己批判

まず、バウアーが報告にたった。プロレタリア陣営とブルジョア陣営の対立の極端化については、バウアーらの左翼文句がいたずらに対立を煽ったという批判の声がある。これに対してバウアーは、両陣営の対立の極端化の原因について、こう分析する。

第一に、ラメク政府の金融スキャンダルに対して、我々がこれを暴露するキャンペーン戦を行った。これが憎悪を買った。国民議会選挙を前に、危機に陥ったブルジョア諸政党は、我々に対して反マルクス主義諸党の統一戦線を形成した (S. 103-4)。

第二に、国民議会選挙後の動きである。選挙で SPÖ は力強く前進した。しかし、ザイベルは、農民同盟を引き入れることによって、その政権の基盤を固めた。この農民同盟は、ファシスト的な政党である。労働者の勝利が、政府の

右傾化、反動化を強めるというパラドシカルな結果に終わり、労働者大衆を失望させた。ちょうどこの時に、シャッテンドルフにおける労働者殺しに対する無罪判決がなされたのである。火薬が積まれたこの国で、「ザイベル博士は、全国民を2つの敵対する陣営に分裂させ、大闘争において両陣営の側で大衆の情熱を最高度に解き放つような政策を行った。」労働者は、国民の半分近くの支持を集め、権力に近づいたと信じた瞬間に、労働者殺しのファシストが無罪になるのを妨げることができないことに憤った。かくして7月15日の爆発が生じた(S.104-5)。

バウアーは、つまり、ブルジョア社会の危機(金融スキャンダル)、SPÖの強大な前進に対抗する政府の右傾化・反動化が、二大陣営の対立を頂点にまで高め、ひいては7.15事件に結びついたと主張する。そして、7.15事件において、党幹部会が誤りを犯したとすれば、労働者大衆の間にあった怒りの大きさの目測を誤り、適時に組織的な抗議行動を行わなかったことにあると述べるのである。

SPÖの用語法批判に対して

バウアーは、結局、二大陣営の対立の極端化と7.15事件が客観的發展傾向の結果であったと指摘する。そしてSPÖのマルクス主義的用語法に対する批判者に対して、次のように非難する。

我々の用語法、表現様式が、労働者層の権力幻想を強め、力の過信に導き、暴力的なロマンチックな信仰を植えつけたという批判がある。この批判は、(経済不況と失業下)労働者が意気消沈している時に、社会主義の魂に対して攻撃するという危険を意味する。労働運動の統一をもたらしているのは、統一を維持して民主主義的基盤の上で闘争を行えば、「この世代のうちに国家権力を獲得しうる」という信念をもたせることに成功したからである。「冷静な現実主義と革命的情熱のジンテーゼ」、この「マルクス主義的ジンテーゼ」こそが、オーストリア労働者層の統一をもたらしているものである。革命主義を取り下げ、このジンテーゼを破棄しようという者は、ドイツやチェコスロバキアのよ

うに労働者層を共産主義と社会主義(社会民主主義)に分裂させることになる。そして、この分裂は、成功に満ちた自治体行政を不可能にし、「赤いウィーン」の偉業を不可能にする。オーストリアの労働者は、戦争と封鎖、インフレーション、安定恐慌と失業・低賃金に苦しんできた。そこに男がやってきて、君たちの思考様式、演説方法、イデオロギーが、情熱に走るように人間を惑わすと言う。これは、恐ろしい失望を繰り返し体験してきた労働者大衆を意気消沈させ、無関心に陥らせるだけである。民主主義の基盤の上で明確な目標として権力への道を示すことによってこそ、彼らを鼓舞し、その行動力、組織・政治活動への意思を高めることができる。我々からこの革命的教育を奪い去ることはできない (S.125-8)。

パウアーは、こうして、SPÖの用語法、冷静な現実主義と革命的情熱のジンテーゼに対する批判が、連合政府の提唱以上に危険であると、厳しく批判する。

連合政府の提案に対して

先に述べたように、7.15事件後、両陣営の対立の極端化と内戦への危険を回避するために、パウアーの野党路線を批判し、連合政府と国内軍縮の要求を掲げて、和解と妥協の道を歩もうとする、レンナーを初めとする党内右派の動きが活発化した。これに対しては、パウアーは次のように答える。

我々はいついかなるときも連合政府を拒否するわけではない。連合政府は、諸階級の力関係によって異なる意味をもつ。つまり、①労働者階級が優位に立つ形態、②階級諸力の均衡の形態、③ブルジョアジーへの降伏の形態である。今日オーストリアで語られているのは、第三のタイプである。まさに血の虐殺後、ブルジョア諸政党が虐殺に拍手喝采し、殺人を粉飾し、調査と恩赦を拒否し、どんな減刑も拒否している状況で、ブルジョア政党と我々の共同統治を提起するとすれば、オーストリア労働者層にどんな犠牲を強いることになるか。ブルジョアジーは十分に強く、議会で十分な多数議席を持ち、議会外の暴力手段を十分にもち、統一してプロレタリアートに対峙している。にもかかわら

ず、ブルジョアジーが連合政府を求めるとすれば、それは彼らが望む措置に対する共同責任を SPÖ に負わせるためである。プロレタリアートがおとなしく控え目ならば、ブルジョアジーはプロレタリアートを政府に参加させるだろう。しかし、それは、ブルジョアジーに対するプロレタリアートの降伏であり、プロレタリアートに対する社会民主党の恥さらしである (S. 112-6)。

バウアーは、そもそも現在の状況で連合政府の形成が可能であるかと、その疑念を述べる。そして、連合政府形成にむけたレンナーの行動について、こう述べる。

教育相シュミッツと国防相ファウゴインは、レンナーに侮辱と粗野な態度で拒否を示した。彼らは、連合政府提案を聞いて憤激したのである。首相ザイベルは、より教養のあるやり方だが、より陰しく侮蔑的にレンナーの提案を拒否した。もちろん、支配者たちがいかなる連合政府も拒否しているわけではなく、ブルジョア陣営内で異なる見解もある。連合政府を好む潮流もある。しかし、ザイベルは、別の考えである。「ザイベルの回答は、今日のオーストリアでなるほど連合が考え得るが、**労働者階級の利害に役立ち、党の名誉と尊厳と一致しうる連合**でないことを示している。」(S. 116-7)

バウアーは、以上のようにレンナーの連合政府交渉の失敗を指摘し、改めて連合政府が階級諸力の均衡の結果として生ずるという自説を確認して、野党路線の継続を主張するのである。

ファシズムの危険に対して

7.15 事件後、ファシズムの動きが活発化し、その危険が異常に高まった。バウアーは、この点、次のように述べる。

すでに、銀行スキャンダル危機は、護国団の武装強化に導いた。選挙期間中、SPÖ が勝利するならば、アルペン諸州の護国団がウィーンに向かって行進するという脅しがなされた。選挙後、ファシズムの論調はますます破廉恥になる。アルペン諸州の諸新聞は、投票用紙でなく、マシンガンが事を決するのだと繰り返し述べている。7.15 事件以来、支配階級とブルジョア諸政党は、

大土地所有者と大資本家の資金援助で購入された武器で、小ブルジョア階級と農民を軍事教練し、武装させた。また、現在、キリスト教社会党と護国団の結びつきが強化している。我々の入手した諸文書によれば、護国団と国家の暴力装置（軍隊、警察）との結合が計画的に進行している。また、議会外での反動的諸権力の強化が議会内での反動の力と自覚を強めたのである（S. 107-113）。

国内軍縮の提案に対して

レンナーを初めとする党内右派は、こうしたファシズムと反動の強化の動きが内戦の危険をもたらしているとして、内戦を回避するために、連合政府要求と並んで、国内軍縮（両陣営の相互的な武装解除）提案を行った。バウアーは、これに対して、こう述べる。

事情によっては、脅威的になった危険に対して共和国と労働者を守るための一手段として国内軍縮を認める。無条件に国内軍縮協定の努力を拒否するわけではない。しかし、国内軍縮交渉は、その用意と意思のある敵を前提としている。ザイベルがそうであるとは思われない。だから、国内軍縮について語ることが有益であるとは思われない。防衛上もっとも重要なのは、労働者層が精神的・モラル的に最高の闘争能力を維持することである（S. 124-5）。

野党路線の継続

しかし、ファシズムと反動の強化が、共和国と民主主義に対して、著しく脅威になっている事実も否定しえない。バウアーは、これについてどのように考えたのだろうか。この点、バウアーは、こう述べる。

イタリア・ファシズムとの比較で言えば、オーストリアはイタリアより工業的に発展しており、また都市人口の比重が高い。オーストリア労働者は、イタリアよりはるかに強く、ファシズムに対して抵抗しうる。7.15事件は、我々の発展過程を中断させたが、民主主義を基盤として我々の地位を向上させる経済的・社会的過程を何も変えない。今日敵が強く感じているのは、中間諸層の動揺を原因としている。しかし、敵の想像上の勝利は、ブルジョアジーの支配の復活、資本主義の再建をめざして、中間諸層の利害に反すること、つまり借

家人保護の撤廃、公務員の団結権の剥奪を企てると、中間諸層の離反を招き、滑り落ちる。7.15事件は、一つのエピソードにすぎず、新たな歴史の時代の開始を意味するものではない（S.117-120）。

バウアーは、このように楽観的に述べ、これまでの野党路線を追求し、議会制民主主義を守り、日常的闘争において労働者と中間諸層の利害を守る戦いを継続するならば、目下の敵の幻想上の勝利を滑り落ちさせることができると主張する。そして、敵の挑発に乗らないように、党と労働者の規律の強化を訴えるのである。

(2) レンナー報告

バウアーは、以上のように、これまでのSPÖの路線の継続を訴えた。それに対して、レンナーは、党内右派を代表して、SPÖの路線転換を提唱するのである。

無規律に対する批判

7.15事件について、バウアーは、労働者大衆の怒りの大きさを読み間違い、抗議行動を組織しなかった点で党指導部の誤りを認めたが、事件に参加した労働者大衆を非難してはいない。それに対して、レンナーは、7.15事件を労働者階級の個々のグループの規律無視の結果であるととらえ、これを痛烈に批判した。運動の初期の時代とは異なり、両階級が全体として対峙している状況下では、規律無視は敗北を意味し、個々のグループの無規律な行動は全プロレタリアートを敗北させる危険にさえさらした。敵は、こうした誤りを喜び、労働者階級から農民を離反させることに利用した。レンナーは、このように、7.15事件が、全労働者階級を敗北の危険にさらした個々のグループの無思慮な、規律違反の結果であるととらえる。そして、7月15日の朝、大衆の情熱をかきたてたという理由でSPÖ中央機関紙『アルバイター・ツァイツUNG』編集部を批判し、自由な行動を許されていたその「歴史的特権」を見直すべきだとさえ述べている（S.132-5）。

大衆の教育の転換

レンナーは、結局、大衆のこうした情熱をかきたてた責任を党の大衆教育に見出し、その見直しを提起する。しかし、ここでは彼は、革命とか階級闘争といったマルクス主義的用語を使用すること自体を批判するのではない。レンナーは言う。革命概念を暴力的一揆の意味ではなく、共同所有、共同文化といった、将来の社会の「新たな社会的原理」を実現する建設的活動だととらえるべきである。また、階級闘争を街頭闘争、目立つ闘争というより、個々の経営での経済的な日常的闘争であると理解するべきである。レンナーは、このように、革命、階級闘争概念の意味を新たな時代に応じてとらえ直すべきだと主張する。そして、党が議会と新聞で、経済的諸条件の限界をこえた階級闘争が全労働者層に破局をもたらすということに注意をうながしていないと批判している (S. 137-9)。

ここまでは、レンナーは、党の左翼知識人を批判の対象としており、パウアーを直接批判しているわけではない。しかし、常に革命について語って同時に革命をなしえないと主張することは危険であり矛盾であると述べた時 (S. 139)、レンナーは明確にパウアーを批判している。先に見たように、パウアーは、「冷静な現実主義と革命的情熱のジンテーゼ」を主張し、オーストリア労働者階級の統一を維持する柱として掲げた。これは、オーストロ・マルクス主義の支柱をなすといっている考えである。レンナーは、これに対して、オーストリアでは近い将来に革命が不可能なので、大衆の日常的な小活動を革命的情熱と結びつけ勇気づけると口にしながらか革命が不可能事だと述べることを意味すると批判する。冷静な現実主義と革命的情熱のジンテーゼは、一つの矛盾を意味する。レンナーは、むしろオーストリアでは冷静な現実主義に徹するべきであると主張している。そして、こうした冷静な現実主義に基づき、連合政府と国内軍縮の要求を掲げている。

国家はもはや有産階級の執行機関ではない

レンナーは、連合政府提案を行うに当たって、マルクス主義的国家観を再考

する必要性を述べる。レンナーは、すでに戦前、戦中の時から、理論的には、社会全体の利害を体現し調整する存在として国家を捉える考えを示していた。ここでは、彼は、SPÖの野党路線の根拠となっているものとして、マルクス主義の古い国家観を取り上げる。この点、彼はこう述べている。

国家が有産階級の執行機関であるという古い言葉は、1918年までは正しかったが、今日もはや正しくない。今日、国家は、生活扶助、社会行政、学校行政といった、プロレタリアートの利益に役立つ一連の機能をもつ。また、国家は、連邦、州、市町村といった3つの構成からなる領域団体である。そして、社会民主主義者は、諸都市、工業地域つまり国家の半分をなす豊かな部分で単独行政をなす。さらに諸州で共同統治をなす。国家権力は今日すでに分割されているのである (S. 141-2)。

レンナーは、以上のように国家を資本家階級の執行機関とする古いマルクス主義の考えは陳腐化したのであり、オーストロ・マルクス主義は、マルクス、エンゲルスからの引用でなく、この新たな事実から出発しなければならないと述べる (S. 142)。

つまり、レンナーは、バウアーが国家を階級支配の道具とする古いマルクス主義の教義にしがみついております、今日の国家が階級支配以外の様々な機能をもっていることを見ないと批判する。また国家が連邦、州、市町村に分割され、社会主義者がウィーンを始め地方ですすでに国家権力のかなりの部分を掌握しているのに、連邦とその議会政治のみを重視していると批判する (S. 142-3)。つまり、野党路線を唱えるバウアーを、あまりに古いマルクス主義的国家観にとらわれていると批判しているのである。

連合政府政策の提起

レンナーは、以上のように、国家を階級支配の機関と見るのではなく、社会共同体を体現する機関とみなす。我々に対して国家が敵対的なものであると言うのは愚かな学説であるとさえ述べる。そして、この観点から、バウアーの野党路線を批判する。レンナーは、この野党路線を「全国家権力か無か」と考え

る路線であると批判する (S.144)。

野党路線に反対して、レンナーは、次のように述べる。

我々がオーストリアで達成した共和国の形成と諸成果のすべては、国家権力の部分保持者となる、つまり連合政府を形成することによって実現されたのである。だから、連合政府が不幸であると言うとすれば、誤っている。1918年と1920年の連合政府は、我々にとって幸運であり、オーストリアにとって救済を意味した。我々は、たとえ選挙の得票率で50%以下でも以上でも国家権力を分有し、連合政府を形成しなければならない。二大政党制の教義がある。しかし、オーストリアで、キリスト教社会党、大ドイツ人党、農民同盟の連合が、諸党の融合に終わるとは必ずしも言えない。我が敵を結集させることは、我々の役割ではない。このことに連合政府の可能性が見いだされる (S.144-5)。

レンナーは、つまり、名指しではないが、バウアーの次のような考えを批判するのである。すなわち、バウアーは連合政府の形成が階級諸力の均衡の結果として、例外的に、気の進まない形で生ずると述べている。そして、ブルジョア陣営とプロレタリア陣営への二大陣営の対極化が進んでいる状況を利用して野党政策を追求することによって国民議会選挙に勝利し、議会の多数派を形成し、政治権力を獲得する道を唱える。これに対して、レンナーは、ブルジョア陣営を結集させることがSPÖの任務ではないと述べ、野党路線から連合政府形成路線への路線転換を提起している。レンナーは、その際、連合政府が好ましいものであり、連合政府への労働者層の参加が「権利」であるとして、次のように述べてさえいる。

国家権力への参加は、ザイベルへの物乞いの結果、ザイベルからの贈り物ではなく、強い力を持ち、結束し、目的意識を持ち、行政経験のある我々の権利 (Recht) である (S.149)。

レンナーは、連合政府が非道徳的で労働者の名誉に反することだという党内の声に対しては、次のように言う。

すでに、州で連合政府が形成されており、政府内で社会民主主義者は共同統

治を行っている。この連合政府は、我々の同志にとって非道徳的なことか。連合政府は、階級闘争の戦いの場を移すにすぎない。議会が階級闘争を街頭から立法団体に移すのと同様に、連合は階級闘争を内閣の閣議室に移すにすぎない。連合政府はすべて過渡的なものにすぎないが、階級闘争の原理と矛盾するわけではない (S.146-7)。

レンナーは、以上のように、連合政府の形成が階級闘争の原理と矛盾するわけではないと述べ、連合政府の要求を積極的に掲げる。しかし、前述のように、バウアーは、その報告で、連合政府の形成と国内軍縮をめぐるレンナーのザイベルらとの交渉が、嘲笑と侮辱をもって迎えられたと指摘した。この点、レンナーは、次のように自己の行動を正当化する。

私は、ザイベルに、彼が我々との連合を望むかと問わなかった。私は、キリスト教社会党との交渉、政党交渉を行ったわけでない。私は、バウアーが教えるように政党の背後にある諸階級に向けて、全ブルジョア社会に向けて、諸階級自身が休戦し、国内軍縮を行わなければならないと述べたのである。ザイベルは、これに冷たく答えた。私は、さらに1℃だけ冷たく、ザイベルに応えた (S.148)。

レンナーのこの発言は、ちょっと負け惜しみのような印象を与える。が、同時に、連合政府と国内軍縮に関するレンナーの提案の方向性をも示している。レンナーは、多数者と政府による暴力的な権力使用を妨げる役割をもつ連合政府を提起する (S.147)。そして、今やこの和解と妥協の道を、政党間交渉に期待するのではなく、政党の背後にある支持者層 (レンナーの言葉を使えば、「全ブルジョア社会」) に訴えるのである。

ブルジョア的諸階層への和解の期待

この点、レンナーは、こう述べる。

ブルジョア的諸階層のうちどれだけがファシスト的な闘争を敢えて辞さないというのか。確かにザイベルと工業支配者の代表は、ファシスト的な闘争の決定を容易にくだしうる。しかし、キリスト教社会党の選挙民層はそうではな

い。我々は、この選挙民層を対象とする。単なる政党間闘争を行うのではない。今日国内軍縮について国民投票を行うならば、国民の5分の4の多数が即時の国内軍縮に賛成するだろう (S. 148-9)。

レンナーは、オーストリアでファシズムを担うものは、旧支配の復活を望む少数グループであると考え (S. 136)。ここで、彼は、国民の5分の4がファシスト的な闘争に反対し、国内軍縮を望むと計算する。そして、こうした期待のもとに、連合政府提案を行うのである。

(3) 党大会での討論

以上のように、党大会報告で、バウアーは、7.15事件に際して党指導部が組織的な抗議行動を適宜にとらなかったことを自己批判しながらも、リンツ綱領に結実したオーストロ・マルクス主義の路線を擁護し、右派からの連合政府提案を拒否し、これまでの野党路線の続行を主張した。他方、レンナーは、7.15事件を個々のグループの規律無視の結果であるとして規律強化を訴え、大衆の情熱を解き放つにいたった党の革命主義的な大衆教育を批判した。現実主義と革命主義の統一というバウアーとオーストロ・マルクス主義の考えを実現不可能なものとして批判した。そして、冷静な現実主義に徹する観点から連合政府と国内軍縮の要求を掲げ、和解と妥協の道を提唱したのであった。

党大会における討論では、左右両側からの党執行部批判というより、バウアーとレンナーの2つの報告をめぐって活発な論戦が展開された。まずトレビッチが、レンナーを支持する観点から連合政府提案に賛成した (S. 151)。続いて発言に立ったエレンボーゲンは、2人の模範的報告を聞いた者は、深い対立が問題となるのではなく、戦術的問題の判断のニュアンスの差が問題となると結論すると述べた。リンツ綱領は、連合政府問題についてすでに決定していたからである。エレンボーゲンは、バウアーが連合政府の3つのケースを述べたのに対して、4番目のケースとして、「より大きな不幸を避けるための、プロレタリアートの権力参加」をつけ加えるべきだと主張した (S. 152-3)。左翼

に立つマックス・アドラーは、エレンボーゲンが両報告における戦術の取り扱いにニュアンスの差のみを見ていることに反対した。そして、両報告では、「改良主義の方針と革命主義の方針との対立」が問題となっていると指摘した。マックス・アドラーは、また、7.15事件の責任を大衆の規律無視のせいにするレンナーに対して、パウアーが指導部の誤りを認めたことを取り上げる。彼は、結局、大衆教育の転換を主張して和解の道を提唱するレンナーに反対した(S.156-160)。

討論は2日間続き、25名の代議員が発言に立った。パウアー支持者が多数を占めたが、州出身の代議員の間でかなりのレンナー支持者が見られたことも看過できない。討論を受けて、大会は、超党派の委員会を設けて決議案の起草を委託した。結局、規律の強化を訴え、ザイペル政権を激しく批判し、民主主義の道を歩む目標を掲げ、内戦を忌避し、国内軍縮を望むことを内容とする決議案が出された。連合政府問題については、決議案は、リンツ綱領の立場を確認した後で、敵が社会民主党を排除できると信ずる限り、連合が考えられないと主張した。党大会は、この決議案を満場一致で採択した¹³⁾

SPÖ党大会は、こうして、国内軍縮などで多少妥協するような面が見られるものの、党の従来の路線の継続を確認することによって、党の統一を維持することに成功した。

13) 須藤博忠, 前掲書, 454頁。

IV 結びに代えて

7.15事件は、オーストリア第一共和国史上、確かに歴史の転換点を意味した。SPÖ指導部の威信が揺らぎ、労働者大衆の間で、議会制民主主義を通した権力の道への確信が揺らいだ。反対にブルジョア陣営の間で、力の自覚が高まり、またファシスト団体が勢いづき、共和国を不穏な空気で包んだ。SPÖは、防戦の側にまわった。

他方で、史実の示すところによると、SPÖは、その後、ファシズムへの敗北への道を一直線に歩んだわけではない。むしろ、1929年の世界大恐慌と1930年代世界大不況にいたるまでは、よく善戦したといわざるをえない。SPÖは、その後に実施された自治体選挙で得票をのぼした。1928年に実施されたフォアアルベルク州での選挙、ウィーン18自治区の選挙で、SPÖは得票を増やした。ザルツブルク、ケルンテン、シュタエイルマルクでの選挙でも、ファシスト拒否の雰囲気選挙民の間にあることが示された。また、SPÖは、党員数でもむしろ増加を示している。ファシスト団体による挑発にも、共和国防衛同盟の動員によってかなり善処している¹⁴⁾もしも世界大恐慌と世界大不況がなければ、オーストロ・マルクス主義の敗北があったかどうかは疑わしい。

反対にその後、ザイベル政府の威信が揺らいだ。7.15事件におけるザイベルの苛酷な態度は、「寛容なき高位聖職者」という彼の異名を生み出し、教会からのSPÖ支持者の大量脱会を生んだ。これは聖職者であるザイベルに打撃を与えた。また、ザイベル政府がSPÖの権力基盤をなす工業地域と都市へのファシスト団体の行進といった挑発を黙認したり、あるいは支援したことには、キリスト教社会党内でも批判的な動きが生じた。地方政府を担うキリスト教社会党指導者の中には、ファシストの挑発による暴力的な衝突を避けようという動きもあった。ザイベル政府は、不人気となり、1929年4月3日突然辞任するにいたった。

7.15事件後1929年の世界大恐慌にいたるまで、ファシスト団体による挑発が頻発したにせよ、概して、オーストリアの政治は「小康状態」を保ったというべきであろう。この「小康状態」に直面して、パウアーは、1928年の党大会で、革命の「小休止」(Pause)という見解を述べた。

14) Jacques Hannak, a.a.O., S. 351-4.